社会福祉法人慈光会　福利厚生　その１

休日休暇制度

■休日
① 日曜日及び国民の祝日に関する法律で定める日
② 12月29日から翌年の１月３日までの日（①に掲げる日を除く）
③ 4週につき６日の休日

■年次有給休暇
新たに採用された職員の採用年度の年次有給休暇は、採用月に応じて⑴の表に示す日数の年次有給休暇を付与する。

※保育園で働きはじめると、生活の変化や子どもからの感染症によって発熱等の体調不良になることがあります。そんなときに、採用月から有給を取得できるようにしています。

⑴

採用　月	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日数	10日	8 日	6 日	4日	3日	2日	1 日

⑵

勤続年数	6 ヶ月	1 年 6 ヶ月	2 年 6 ヶ月	3 年 6 ヶ月	4 年 6 ヶ月	5 年 6 ヶ月	6 年 6 ヶ月以上
日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

次年度以降の年次有給休暇の日数は、⑵の表に示す日数を付与する。

この場合、４月から９月に採用された職員の年次有給休暇は次年度１１日の付与、１０月から３月に採用された職員の年次有給休暇は10日の付与となります。

■その他の休暇（有給休暇とは別に付与）
① 結婚休暇
ア 本人の結婚　引き続く６日
イ 子の結婚　２日
② 配偶者の出産休暇　４日
③ 忌引休暇
ア 配偶者、子及び父母の死亡　７日
イ 兄弟姉妹、祖父母及び配偶者の父母の死亡
ウ 喪主のとき　７日
エ 喪主でないとき ３日
④ 夏季休暇（７月から９月の間）６日以内　ただし、新規採用者の初年度の夏季休暇は、次の表に示すとおりとする。

※　昨年度実績　希望者の取得率100％

採用　月	夏期休暇日数
4 月	5 日以内
5 月	4 日以内
6 月	3 日以内
7 月	2 日以内
8 月	1 日以内

夏期休暇

慈光会では有給とは別に夏期休暇を特別休暇として制備しております。
友人や家族と旅行へ出かけてり、リフレッシュに海へ出かけたり、職員は様々な用途で夏期休暇を利用しています。